

せらひがし小学校PTA旅費規定

第1条 本会の目的を達成するための旅費の支払い規準を次のとおり定める。

- 1 郡内 500円
- 2 郡外 実費

附則 この規定は、平成23年4月 1日より施行する。

せらひがし小学校PTA慶弔規定

第1条 本規定は、せらひがし小学校PTA会員相互の慶弔に関するものを定める。

死亡の場合

会員と児童の時、香典5000円と弔電を贈る。

会員の時代表者が会葬する。

第2条 会員に非常災害があった場合は、協議して見舞金を贈る。その他、必要に応じて協議する。

附則 この規定は、平成23年4月1日から施行する。

せらひがし小学校PTA役員選考の確認事項

- 1 PTA本部役員は、原則立候補とする。
- 2 立候補がない場合の会長、地域委員長は次の通りとする。
原則、会長は第5学年から、副会長は第6学年から選出する。
地域委員長は、中央・伊尾・東・宇津戸の順で各地区から選出する。
- 3 会計監査は、【中央地区と伊尾地区】・【東地区と宇津戸地区】から交互に選出する。
- 4 世羅郡PTA連合会役員は、本部役員から選出する。

(令和7年4月18日)

せらひがし小学校 PTA功労者表彰について

第1条 この規程は、せらひがし小学校PTAが表彰する対象とその申請並びに決定の手続きを定めるものとする。

第2条 被表彰者は、次の号に該当するものとする。

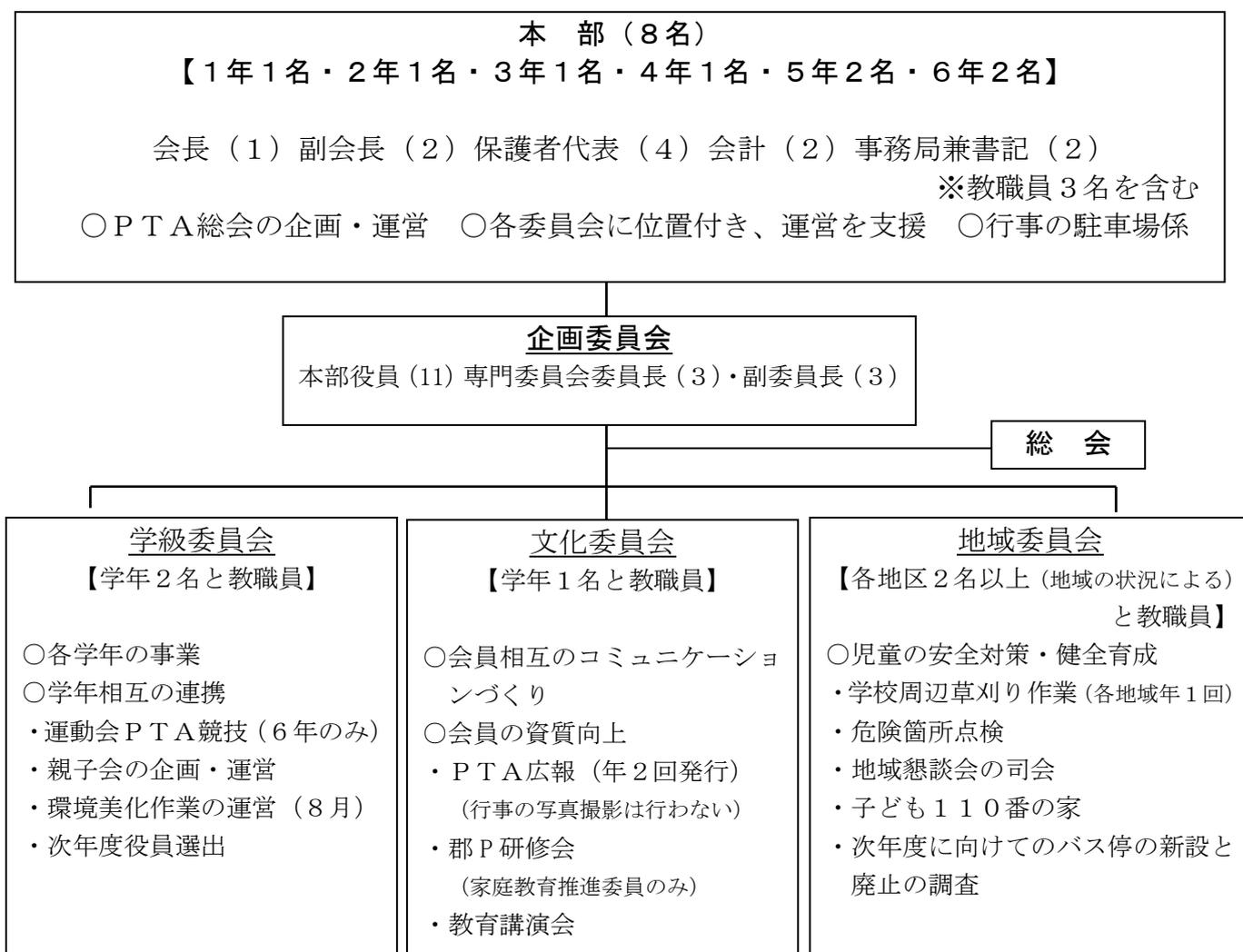
- ① せらひがし小学校PTA役員としてせらひがし小学校PTA発展のために貢献したもの。
- ② 本部役員または、企画委員（本部役員・専門委員会委員長・副委員長）の経験が合わせて3年以上ある者。

第3条 せらひがし小学校PTA会員を終了する者はPTA会長宛申請するものとする。

第4条 表彰者には、感謝状と花束を渡す。

第5条 規約の改正は、本部役員会の承認を経るものとする。

せらひがし小学校 令和7年度 PTA 組織図



<R7 郡P連役員>

副会長 根岸 渚、単位PTA代表 池内 麻代

<県P連・郡P連会費納入>

PTA会費徴収について

PTA会費：年額2,400円 (学級費と一緒に引き落とし)

- 県P連会費 300円×会員数 (団体保険料も含む)
- 郡P連会費 150円×会員数